



平成 18 年度における情報公開法の施行の状況について（概要）

行政機関情報公開法第 24 条及び独立行政法人等情報公開法第 25 条に基づき、総務省は、毎年、それぞれの法の施行状況について調査し、その概要を公表することとされています。

今回、平成 18 年度の施行状況について取りまとめましたので、公表します。

記

1 調査対象機関・法人

- (1) 行政機関については、行政機関情報公開法の対象である国のすべての行政機関
- (2) 独立行政法人等については、独立行政法人等情報公開法の対象であるすべての独立行政法人等（222 法人）

2 調査対象期間

平成 18 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 31 日まで

3 調査結果の概要

(1) 開示請求の件数

（単位：件）

	行政機関	独立行政法人等
平成 18 年度	49,930	4,316
(参考) 17 年度	78,639	4,487

〔参考〕開示請求件数の行政機関別内訳

（単位：件）

	17 年度	18 年度
法務省	11,729	16,376
社会保険庁	4,044	8,022
国土交通省	6,664	6,446
厚生労働省	5,992	5,566
国税庁	39,530	2,942
その他	10,680	10,578
計	78,639	49,930

(2) 開示決定等の件数

（単位：件、％）

	行政機関			独立行政法人等		
	計	うち、全部又は一部を開示する決定	うち、不開示の決定	計	うち、全部又は一部を開示する決定	うち、不開示の決定
平成 18 年度	42,349	37,621 (88.8)	4,728 (11.2)	3,878	3,406 (87.8)	472 (12.2)
(参考) 17 年度	74,676	71,012 (95.1)	3,664 (4.9)	4,302	3,887 (90.4)	415 (9.6)

(3) 開示決定等の期限の設定・遵守状況

(単位：件、%)

		延長手続を採ら なかったもの (10条1項)	延長手続を採っ たもの (10条2項)	期限の特例規定 を適用したもの (11条)
行政 機関		42,349 (100)	36,805 (86.9)	4,038 (9.5)
	うち、期限までに 開示決定等がさ れなかったもの	280 (0.66)	78 (0.18)	16 (0.04)
独立 行政 法人 等		3,878 (100)	3,339 (86.1)	496 (12.8)
	うち、期限までに 開示決定等がさ れなかったもの	3 (0.08)	0 (0.0)	1 (0.03)

(注) 開示決定等の期限については、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており(法10条1項)、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができる(法10条2項)。

また、開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、「相当の期間」(期限を開示請求者に通知する)内に開示決定等をすれば足りるとする期限の特例が設けられている(法11条)。

[参考] 期限までに開示決定等がされなかったもの(機関別内訳)

(単位：件、%)

		30日以内に 開示決定等が されなかった もの	延長した期限 までに開示決 定等がされな かったもの	11条を適用して通 知した期限まで に開示決定等が されなかったもの
行政機関	人事院	12	0	0
	宮内庁	0	0	1
	総務省	27	0	0
	外務省	35	15	182
	厚生労働省	0	1	0
	社会保険庁	4	0	3
	計	78	16	186
独立行政法人 等	情報通信研究機構	0	1	0
	日本自転車振興会	0	0	1
	秋田大学	0	0	1
	計	0	1	2

(4) 不開示としたものの理由

(単位：件)

	行政機関				独立行政法人等			
	不開示 情報に 該当	行政 文書の 不存在	存否 応答 拒否	その他	不開示 情報に 該当	法人 文書の 不存在	存否 応答 拒否	その他
平成18年度	19,455	4,545	205	259	1,852	412	31	8
(参考) 17年度	19,016	3,498	156	75	2,198	385	26	26

(5) 不服申立て

① 不服申立て件数

(単位：件)

	行政機関	独立行政法人等
平成18年度	787	151
(参考)17年度	743	120

② 処理日数

ア 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間
(18年度に裁決・決定を行った事案について)

(単位：件、%)

	計	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9月以内	9月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
行政機関	602	85 (14.1)	135 (22.4)	59 (9.8)	92 (15.3)	143 (23.8)	88 (14.6)
(参考)17年度	1,062	261 (24.6)	138 (13.0)	107 (10.1)	133 (12.5)	300 (28.2)	123 (11.6)
独立行政法人等	73	8 (11.0)	9 (12.3)	8 (11.0)	8 (11.0)	30 (41.0)	10 (13.7)
(参考)17年度	105	10 (9.5)	22 (21.0)	10 (9.5)	15 (14.3)	46 (43.8)	2 (1.9)

イ 不服申立てから審査会に諮問するまでの期間
(18年度に審査会に諮問した事案について)

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	513	99 (19.3)	311 (60.6)	103 (20.1)
(参考)17年度	682	109 (16.0)	301 (44.1)	272 (39.9)
独立行政法人等	127	16 (12.6)	78 (61.4)	33 (26.0)
(参考)17年度	64	9 (14.1)	27 (42.2)	28 (43.7)

〔参考〕90日超事案の機関別内訳

行政機関	件数	独立行政法人等	件数
金融庁	2	医薬品医療機器総合機構	2
法務省	9	国際協力機構	3
外務省	36	都市再生機構	20
厚生労働省	32	滋賀医科大学	1
経済産業省	1	愛媛大学	1
資源エネルギー庁	2	琉球大学	1
国土交通省	5	東京地下鉄株式会社	5
防衛省	16	計	33
計	103		

ウ 答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間
(審査会の答申を受けて18年度に裁決・決定をした事案について)

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 60日以内	60日超
行政機関	506	331 (65.4)	110 (21.7)	65 (12.9)
(参考)17年度	782	454 (58.1)	167 (21.3)	161 (20.6)
独立行政法人等	60	51 (85.0)	6 (10.0)	3 (5.0)
(参考)17年度	88	53 (60.2)	24 (27.3)	11 (12.5)

[参考] 60日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
宮内庁	2
法務省	4
外務省	29
文部科学省	1
厚生労働省	13
社会保険庁	3
経済産業省	9
防衛省	4
計	65

独立行政法人等	件数
大阪大学	1
社会保険診療報酬支払基金	2
計	3

(注) 社会保険診療報酬支払基金は、平成15年10月1日に民間法人化され、法の対象法人ではなくなったが、対象法人であった時に処理中であった事案を、経過措置に基づき引き続き処理しているものである。

③ 審査会における諮問・答申状況

(単位：件)

	行政機関		独立行政法人等	
	諮問件数	答申件数	諮問件数	答申件数
平成18年度	506	518	117	62
(参考)17年度	646	645	65	71

- (注) 1 法では、不服申立てを受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、却下等する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、同審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決・決定を行うこととなる。
- 2 行政機関の長が受け付けた不服申立てについては複数の申立てをまとめて諮問しているものがあり、上記(5)②イの表の「計」欄の件数と、本表の「諮問件数」欄の件数とは一致しない。

(6) 訴訟(新規提訴件数)

(単位：件)

	行政機関	独立行政法人等
平成18年度	22	1
(参考)17年度	28	2